

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	選挙管理委員会事務局 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 14 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 27 日
担 当	選挙管理委員会事務局(TEL 058-265-2161)

意見	措 置 状 況
1 明るい選挙啓発ポスター作品の募集について 明るい選挙啓発ポスター作品の募集は、(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会が主催者とされ、同協会が作成した募集要項では、「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」とされていた。しかしながら、選挙管理委員会は、作品の応募を小・中学校に依頼する際の応募要領においては、「応募作品の著作権は主催者に帰属する。」としながら、市ホームページでは「入賞作品の著作権は主催者に帰属する。」としていた。 また、市に帰属する著作権については、岐阜市公有財産管理規則第53条の規定により公有財産管理台帳を調製しなければならないが、台帳は作成されていない。 したがって、応募作品の著作権がどこに帰属しているのか不明である。 今後、著作権に関する紛争が生じることがないように、作品を募集する際の記載内容及び著作権の管理について検討されたい。	市選挙管理委員会で作成する令和3年度の応募要領における記載を、「中央審査での入賞作品の著作権は(公財)明るい選挙推進協会、都道府県選挙管理委員会連合会、都道府県選挙管理委員会及び市区町村選挙管理委員会に属します。」と変更し、(公財)明るい選挙推進協会が作成する募集要項との整合を図ることとした。 またこれに加えて、「第2次審査への出品作品の著作権は岐阜市選挙管理委員会に属します。」と記載し、市選挙管理委員会が啓発に利用する可能性のある作品の著作権について規定することとした。 ホームページについても同様に記載することとした。 また、市に著作権が帰属する作品について、公有財産管理台帳を作成した。